

平成 21 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 凸 版 印 刷 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 足 立 直 樹
(コード番号 7911 東証第一部)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 財 務 本 部 長 副 島 豪
(T E L . 0 3 - 3 8 3 5 - 5 6 6 5)

当社子会社である図書印刷株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 9 日開催の取締役会において、図書印刷株式会社（以下「対象者」といいます。）株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 21 年 2 月 12 日から実施していましたが、本公開買付けが平成 21 年 3 月 12 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地並びに対象者の名称

公開買付者 凸版印刷株式会社 東京都台東区台東一丁目 5 番 1 号
(同所は登記上の本店所在地で実質的な本社業務は
東京都千代田区神田和泉町 1 番地で行っております。)

対象者 図書印刷株式会社

(2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(3) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,900,000 株	— 株	5,900,000 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（5,900,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（5,900,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(4) 買付け等の期間

平成21年2月12日(木曜日)から平成21年3月12日(木曜日)まで(21営業日)

(5) 買付け等の価格

1株につき 225円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等種類	買付予定数	買付予定数の 下限	買付予定数の 上限	応募株券等の 数	買付け等を行 う株券等の数
株 券	5,900,000株	— 株	5,900,000株	5,918,530株	5,900,397株

(2) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(5,918,530株)が買付予定数の上限(5,900,000株)を超えましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	38,104 個	(買付け等前における株券等所有割合 44.89%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	44,004 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.84%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,024 個	(買付け等後における株券等所有割合 3.56%)
対象者の総株主等の議決権の数	84,889 個	

(注1) 「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年2月12日に提出した第97期第3四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数が買付予定数の上限(5,900,000株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、法第27条の13第4項第2号に基づき、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないこととし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(1,000株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとしました。

(5) 買付け等に要する資金 1,327,589,325円

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日 平成21年3月19日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

平成21年2月9日付「当社子会社である図書印刷株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表しております内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

凸版印刷株式会社本社事務所	東京都千代田区神田和泉町1番地
凸版印刷株式会社関西事業本部 ※	大阪市福島区海老江三丁目22番61号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

(注) ※は法定による縦覧すべき場所ではありませんが、投資家の便宜のため備えるものです。

以 上